

第5章 保全と活用の目指すべき姿

5-1 保全と活用の基本理念

～羽衣の松だけが三保松原じゃない！～

名勝全体で魅力を磨く

三保松原では、平成25年（2013年）の世界遺産登録後の10年間、以前から多くの観光客が訪れていた羽衣の松周辺に重きを置いて、老齢大木の樹勢回復、危険木対策、景観改善、施設整備、保全活動等を行ってきた。その結果、保全においても来訪者戦略においても、大きな成功をおさめることができた。しかし、他のエリアにおいては保全が十分できておらず、来訪の偏りも見られる。このため、令和6年（2024年）からの10年間は上記の基本理念のもと、羽衣の松周辺だけでなく名勝三保松原全域で、様々な関係者が連携し、新たな価値を見つけ、多くの人々が集い、美しく機能的な三保松原の、持続可能な保全のための適切な活用を展開していくことを、目標とする。

5-2 保全と活用の基本方針

基本理念を実現するため、次のように基本方針を定める。

① 松原は 人がいないと 生きられない

マツは日常的な管理や感染症対策無しには存続できないため、これまでの松原保全事業を継続し保全への理解を促進しながら、所有者が多岐に渡る松原の一体的な管理を目指す。

② 砂浜は 工事中でも 自分事

行政による養浜や突堤の工事と、地域による保全・美化を、連携して進める。

③ 名勝は 観賞できぬと 意味がない

多くの人が景観を楽しめる環境づくりを、行政と地域が連携して進める。

④ 名勝を 守って活かして ハッピーに

来訪者の満足度向上、地域住民の郷土愛醸成、地域の産業振興、人材育成など、関係者の幸福につながるよう、保全と活用の両立を推進する。

⑤ 柔軟に 多様な主体を 迎え入れ 変わらぬ価値を しっかり守る

名勝の保全のために今日的な活用を適切に展開できるよう、情報発信を強化しより多様な主体を迎え入れ、名勝の価値をよく理解した上で保全や活用に参画できる体制を作る。

第6章 保全

6-1 保全の方向性

保全とは、名勝の持つ本質的価値を守っていくことであり、そのためには利用制限を課す必要がある。名勝三保松原を良好に将来に遺し伝えていくための保全の方向性として、第3章で示した5つの本質的価値を構成する要素ごとの方向性、及び、第4章で示した5つのエリアでの重点方針を、次に示す。

要素 ごとの 方向性	松原	美しく機能的な松原の保全育成
	砂嘴、砂浜	砂浜の保全と美化
	富士山の眺望	富士山眺望点の拡充と整備
	羽衣伝説に～	価値を構成する要素周辺の景観保全
エリア ごとの 重点方針	真崎内浜	富士山眺望景観の向上
	吹合岬	所有者が多岐にわたる松原の一体的な老齢木管理
	大山	養浜と景観改善の両立
	羽衣	老齢大木管理の継続
	折戸	松原の拡大

6-2 保全の方法

三保松原を法令に基づき保全していくため、特性に応じた地区の分類を次のとおり行い、地区ごとの現状変更の取扱基準を設ける。また、本質的価値を構成する要素ごとの重点を置く取り組みを次に示す。

(1) 地区の分類

名勝の本質的価値を構成する松原と砂浜、御穂神社及び神の道を特別保護地区、内浜及び松原に隣接する地区を保全地区と設定する。保存管理計画の地区区分は5区分だったが、実際の保全の取り組みにもとづき2区分に再編し、世界文化遺産富士山の区域分けと合わせることで、より確実な名勝の保全を進める。

本計画	旧計画 (保存管理計画)	所有者 (管理者)	地区区分の定義
特別保護地区	特別規制 A 地区	国 静岡県 静岡市 東海大学	三保松原の本質的価値を構成する、松原、砂浜、富士山への眺望、御穂神社と神の道からなる地区。
	特別規制 B 地区		
保全地区	第1種規制地区	国 静岡県 静岡市 法人 個人	特別保護地区に隣接し、名勝に相応しい風致景観を維持すべき地区。
	第2種規制地区		
	第3種規制地区		

(2) 地区ごとの取扱基準

(i) 特別保護地区

この地区は、名勝の指定基準 3（クロマツ林）及び 8（砂嘴についた砂浜）そのものである。砂浜に白波が打ち寄せ、その先にある砂丘の上にクロマツ純林が連なり、そこからの富士山の眺望も本質的価値となる。この優れた眺望を将来にわたって維持するため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- ・人命の安全を確保するためのもの。
- ・砂浜と松原の保全上必要なもので、風致景観等に十分配慮したもの。
- ・名勝及び地域づくりにとって公益的なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- ・眺望を楽しむための必要最低限の公共施設（トイレ、水飲み場、ベンチ、遊歩道等）。
- ・既存の構築物の改築で、原則、建築面積及び高さを上回らず、景観に配慮したもの。
- ・災害復旧等の公共事業。

(ii) 保全地区

松原と富士山が織りなす風景を楽しめる地区である。地域経済社会の振興と発展に配慮する必要があるが、風致景観の維持に努めるため、次のような行為は認めない。

- ・松原や富士山の眺望を阻害する建築物や工作物の設置。

参考：都市計画法及び風致地区条例に基づく建築物の高さ上限は以下のとおり。

第 1 種風致地区：8 m

第 1 種低層住居専用地域：10 m

第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域：16 m

第 2 種住居地域及び工業地域：19 m

- ・景観を損なう恐れがあると認められる形状及び色彩の建築物や工作物の設置。

色彩等については下記の通り市景観計画を準用する。

調整区域：田園・緑地景観ゾーンの景観形成方針

市街化区域：住居系市街地ゾーンの景観形成方針

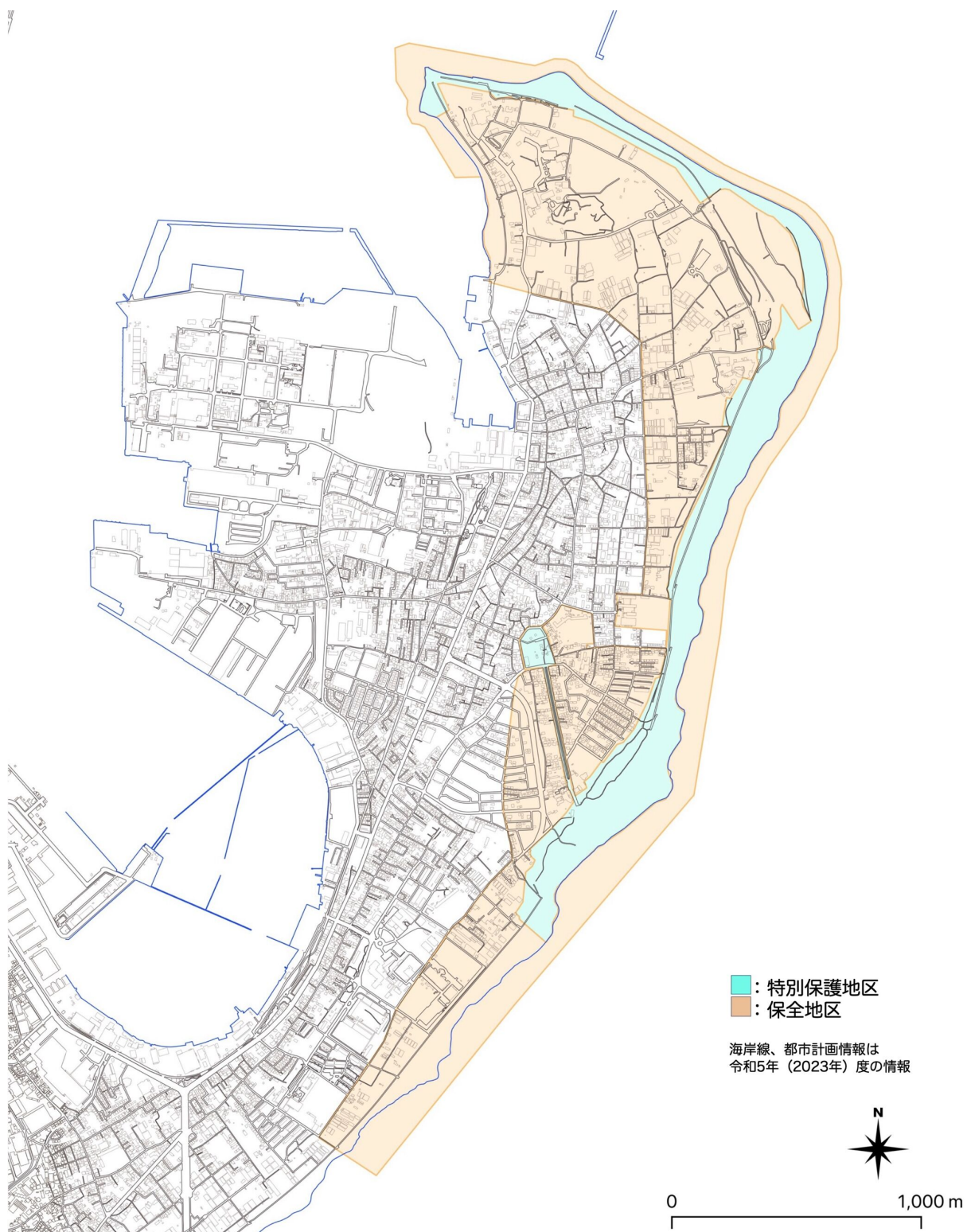
景観計画重点地区（塚間羽衣線沿線、羽衣海岸線沿線）：区域ごとの景観形成基準

- ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋め立て。
- ・砂浜及び松原の景観や生態系を損なう恐れがある外来種等の拡散。
- ・常時管理されているマツ以外のマツ生立木の枝打ち及び伐採。

やむを得ない場合については市文化財課と相談し、代替措置を協議する。

(3) 重点を置く取組

松原	・行政によるマツ材線虫病対策の継続と次世代マツの育成 ・地域と連携した老齢大木の管理と日常的管理
砂浜と砂嘴	・行政による侵食対策事業
富士山の眺望	・行政による景観改善（消波堤から突堤への置き換え、電線の地中化等） ・景観を阻害する建築の抑制 ・地域と連携した砂浜の美化（廃棄物の除去、雑草雑木の除去）
羽衣伝説に～	・地域と連携した老齢大木の管理と日常的管理 ・神事等の継承



保全のための地区区分図

第7章 活用

7-1 活用の方向性

活用とは、名勝の本質的価値を利用して、その価値への理解が進むようにすることである。価値の利用により価値が減ることがあってはならず、活用は持続可能な開発とも言える。基本的な名勝の活用方法としては「観賞」があるが、現代においては、教育や地域づくりとも複合的に関係する様々な方法が生み出されており、柔軟に対応しつつ、保全に悪影響を及ぼさないように制御していく必要がある。本質的価値の理解と適切な活用を促すための名勝全域での活用の方向性と、第4章で示した5つのエリアごとの重点方針を次に示す。

全域での方向性	三保松原の価値の周知と啓発	
	三保松原への誘客	
	三保松原での体験・利用	
エリアごとの重点方針	①真崎内浜	三保棧橋から名勝全域へのアクセス支援と回遊促進
	②吹合岬	飛行場を新たな拠点とする人々の交流と保全の展開
	③大山	吹合岬、羽衣エリアからの回遊促進
	④羽衣	ガイダンス施設や神社の見学を通じた名勝への理解充実
	⑤折戸	玄関口を担う松並木を通しての三保松原への愛着醸成

7-2 活用の方法

活用で重点を置く取組について、次に示す。

(1) 情報発信－三保松原の価値の周知と啓発につながる－

- ・わかりやすい言葉とインパクトのある写真や動画を用いた、認知拡大と来訪促進。
- ・企画展や講座等による、名勝の価値への理解充実。
- ・多様な分野、他の文化財や施設との連携による、価値への共感の拡大。

(2) 誘客

- ・タビマエでの認知獲得、ニーズの情報収集。
- ・タビナカでスムーズに移動・滞在していただくための環境整備。
- ・タビアトの高評価とリピート促進のための、体験や地域との交流等、思い出に残るプログラム提供。

(3) 地域の文化継承－体験を通して三保松原の価値の周知と啓発につながる－

- ・地域の祭事や芸能への参加を通じた、名勝の価値や郷土史の学びと地域との繋がり作りによる郷土愛の醸成。
- ・コミュニティスクールの理念に基づく、地域全体から子どもたちへの名勝の価値の伝承。
- ・来訪者へのガイドや活動サポートでの交流を通じた、名勝の価値の理解拡大。

(4) 名勝地内の資源利用－利用を通して三保松原の価値の周知と啓発につながる－

- ・認知度の低い富士山眺望点への集客促進や新たな観光コンテンツの発掘。
- ・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物等の創造的再利用。
- ・名勝の文化的背景や自然環境を活用した研究・教育プラットフォームとしての利用。
- ・持続可能な社会を目標とする企業の地域貢献への取り組みの場としての利用。

第8章 整備

8-1 整備の方向性

三保松原の整備とは、三保松原の本質的価値を守ること（保全）と、その価値を理解してもらうこと（活用）を、実現にするための事業のことである。その事業を実施する（支える）ためには、運営体制が必要であるが、それについては次章に記載する。整備の方向性は、保全のための整備と活用のための整備の2つに分けられる。

8-2 整備の方法

(1) 保全のための整備

	整備の方法（具体例）
松原	・ マツ材線虫病対策（伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入） ・ 危険木対策（倒伏対策、危険枝除去、支柱・ワイヤー設置） ・ 老齢大木長寿命化対策（踏圧対策、腐朽対策、病虫害対策） ・ 環境整備（下刈、草取り、松葉かき、つる除去、土砂流出対策） ・ 密度管理（除伐、間伐、補植） ・ 次世代マツ育成（圃場運営、マツ苗生産） ・ モニタリング（樹木診断、定点観測、上空撮影） ・ 保全活動の支援（ガイダンス施設、他エリアの拠点整備）
砂浜	・ 侵食対策（防潮堤、消波堤、新堤等の維持管理、養浜） ・ モニタリング（定点観測、上空撮影）
富士山の眺望	・ 景観改善（消波堤から新堤への置き換え） ・ 眺望確保（草刈り、ゴミの撤去） ・ モニタリング（定点観測、上空撮影）
羽衣伝説に～	・ 案内板等のデザインの統一、簡素化、デジタル化 ・ 風致景観に配慮したまちづくり ・ 保全情報の共有（連絡会、回覧板）

(2) 活用のための整備

	整備の方法（具体例）
情報発信	・ 行政や関係団体からの名勝の価値を周知啓発する発信（公式 HP・SNS、講演会、教材配布、出前講座、イベント出展、ガイダンス施設での展示・パンフレット等の配布、名勝地内の公園等でのイベント、歴史文化や自然環境を伝える音声ガイド、マナー向上を啓発する掲示） ・ 行政や関係団体からの来訪を促す観光情報の発信（観光情報サイト、インフルエンサー、広告掲載） ・ 他の文化財や施設等と連携した周知啓発や誘客の発信（市内文化財、市内観光施設、名勝指定松原、富士山世界文化遺産協議会、県富士山世界遺産センター、世界文化遺産地域連携会議、日本遺産、しずおか遺産）
誘客	・ 上記情報発信等での認知獲得（広報、イベント、他エリアと連携したプロモーション、視察ツアー）

	・アクセスの整備（道路、港湾、公共交通機関） ・近隣住民及び来訪者の安全確保（危険木対策等） ・観賞や滞在のための環境整備（ガイダンス施設、遊歩道、トイレ、案内表示・ガイドの多言語化とデザイン統一、景観を阻害しない案内方法の検討、公園、飲食施設、宿泊施設） ・名勝地内での回遊促進（シェアサイクル、案内表示、ガイドツアー） ・体験プログラムの提供（講座、保全活動、ワークショップ、地域住民との交流） ・魅力的な土産物の提供（特産品、名勝の価値を活かした製品）
地域文化の継承	・地域での祭事、芸能の伝承（筒粥神事、羽衣の舞、羽衣まつり） ・来訪者と交流する機会、教育に参加する機会づくり（ボランティアガイド、保全ボランティア） ・文教施設との連携
名勝地内の資源活用	・新たな観光コンテンツの醸成（富士山眺望点、歴史、自然、未利用地） ・歴史を伝える施設の教育活用（社寺、碑、清水灯台、掩体壕） ・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物のアップサイクル ・魅力的な特産品のアピール ・体験学習、教育旅行、地域貢献活動の受け入れ ・保全・活用に関わる取り組みや研究の奨励

（3）新たに進める整備事業

今後、三保松原の保全と活用の両立を図っていくためには、三保松原の価値を理解した上で、その価値を増していくための活用（みがきあげ）が必要である。その経費や人材の確保には、価値を減少させない上で集客を図る整備事業の実施が求められ、いくつかの検討が行われている。現時点での具体的なものとして次がある。

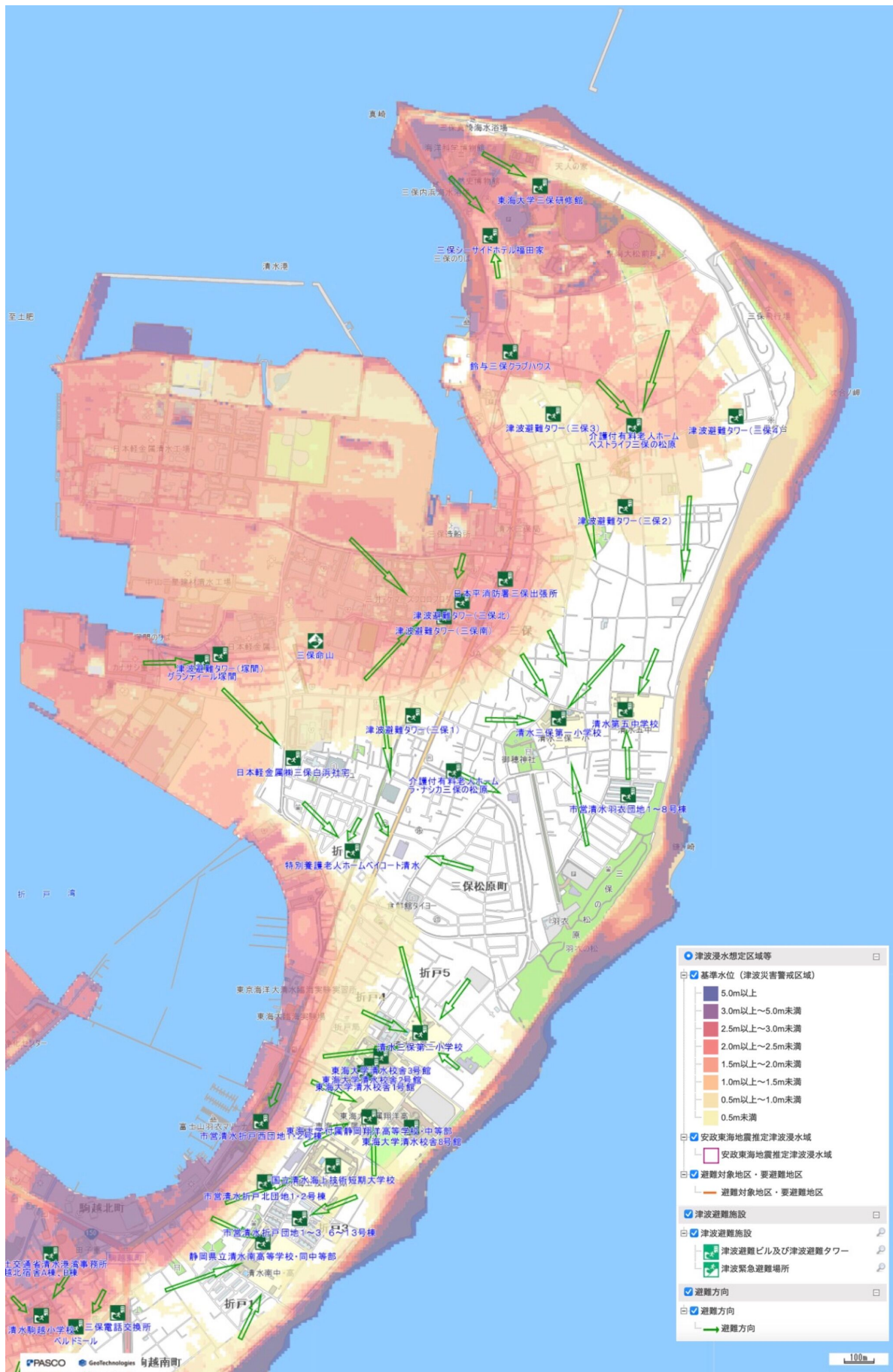
飛行場周辺の利活用

これまでの飛行場の役割（救難及び緊急時対応、訓練）を回復すると共に、新たな役割（松原保全、海岸保全、消防警備、産業振興、観光）を追加する計画を、市が進めている。現在の吹合岬エリアから真崎内浜エリアの外浜側にかけては、ガイダンス施設のある羽衣エリアから離れており人の目が少ないが、飛行場の再整備により、松原保全や砂浜美化の活動の拠点、富士山の眺望を楽しむ拠点とすることで、集客を増やし保全と活用の意識の醸成を図る。

（4）防災・防犯

名勝地内において想定される自然災害としては、台風接近時の高潮や強風、大地震に伴う津波等による、越波^{えつぱ}、浸水、倒木、塩害等がある。地形等の特性を理解し、被害を最小限に抑えるために、関係者で情報共有しながら整備を進める必要がある。

名勝地内の防犯対策においては、砂浜、松原での人目の少なさがネックになっており、名勝の保全活用のための整備が治安改善に寄与することが期待される。



令和 5 年静岡市津波ハザードマップ抜粋

第9章 運営・体制の整備

9-1 運営・体制の整備の方向性

多様な所有者がいる名勝三保松原において、その価値を理解し、保全・活用につながる整備を円滑に実施していくためには、行政と土地所有者、土地利用者及び地域住民が協働する体制を確立することが必要である。また、文化財保護法以外にも関連する制約や規制があり、整備にあたってはそれらとの調整も必要である。これらを踏まえて、保全・活用・整備を実際に行っていくため、以下の2点を方針とする。

- ①持続可能な運営
- ②関係者が協働する体制

9-2 運営の方法と体制

(1) 個票に基づく全体調整

名勝三保松原では、多様な主体による保全・活用の取り組みが行われている。それらに関係者間で共有するため、日常的維持管理も含めて個別事業管理票（個票）を作成し、市文化財課が全体調整を行う。個票は、必要に応じて追加、削除を行う。

(2) 情報の共有

年1回程度開催する連絡会で地域住民や保全活用団体の代表と関係者が集まり、個票に基づき取り組み状況を共有し、三保松原の課題解決に努める。

(3) 静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会による進捗管理と助言

年1回程度開催する専門委員会から、保存活用計画の進捗管理や事業の方向性の決定について、指導助言を受ける。

三保松原保全活用計画推進専門委員会委員名簿		
分野	氏名	所属
都市計画	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授
景観・名勝	天野 光一	日本大学特任教授
文化・芸術	石上 充代	静岡県立美術館学芸課長
林政学	太田 猛彦	東京大学名誉教授
海岸工学	田中 博通	東海大学名誉教授
歴史	中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所客員研究員
観光戦略	山本 早苗	常葉大学教授
自然・植物	湯浅 保雄	静岡植物研究会
オブザーバー	文化庁文化財第二課	
	静岡県 富士山世界遺産課、文化財課、森林整備課、河川企画課	
	(一財)三保松原保全研究所	
事務局	静岡市文化財課（三保松原文化創造センター）	

(4) 運営の体制図

